

令和 2 年定例会
戦略企画雇用経済常任委員会
所管事項説明資料

◎ 議案補充説明

- | | | |
|--|-------|---|
| (1) 議案第 166 号 三重県中小企業・小規模企業振興条例の一部を改正する条例案について | • • • | 1 |
| (2) 議案第 183 号 三重県営サンアリーナの指定管理者の指定について | • • • | 3 |

令和 2 年 12 月 17 日

雇用経済部

(1) 議案第166号 「三重県中小企業・小規模企業振興条例の一部を改正する条例案」について

1 条例改正の概要

(1) 条例改正の趣旨

国において、中小企業を支援対象とする計画認定制度について類似計画の併存、事業者の事務負担増等の理由により整理・統合を行うこととなり、令和2年6月19日公布された「中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部改正をする法律」に基づき、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」（以下「地域資源活用促進法」という。）は令和2年10月1日付で廃止されました。

これに伴い、規定を整理する必要があることから、条例の一部を改正するものです。

(2) 主な改正内容

・規定の整理（第14条）

廃止された地域資源活用法を引用していた地場産業の定義について、内容や対象が変わらないよう必要な規定の整理を行ったものです。

2 施行日

公布の日

議案第百六十六号

三重県中小企業・小規模企業振興条例の一部を改正する条例案

右 提出する。

令和二年十一月二十日

三重県知事 鈴木英敬

三重県中小企業・小規模企業振興条例の一部を改正する条例

三重県中小企業・小規模企業振興条例（平成二十六年三重県条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（サービス産業、伝統産業及び地場産業に 携わる中小企業・小規模企業の振興並びに まちづくりによる地域の活性化）	（サービス産業、伝統産業及び地場産業に 携わる中小企業・小規模企業の振興並びに まちづくりによる地域の活性化）
第十四条（略）	第十四条（略）
2 （略）	2 （略）
3 県は、伝統産業（伝統的工芸品産業の振 興に関する法律（昭和四十九年法律第五十 七号）第二条第一項の規定により指定され た県内の伝統的工芸品その他知事が指定 する三重県指定伝統工芸品に係る産業を いう。）及び地場産業（県内の地域資源を 活用し、商品の開発、生産又は需要の開拓 を行う産業をいう。）に携わる中小企業・ 小規模企業の振興を図るため、生活様式の 多様化に対応した商品の開発及び当該产 業に特有の技能の承継の支援その他の必 要な施策を講ずるものとする。	3 県は、伝統産業（伝統的工芸品産業の振 興に関する法律（昭和四十九年法律第五十 七号）第二条第一項の規定により指定され た県内の伝統的工芸品その他知事が指定 する三重県指定伝統工芸品に係る産業を いう。）及び地場産業（中小企業による地 域産業資源を活用した事業活動の促進に 関する法律（平成十九年法律第三十九号） 第二条第二項に規定する地域産業資源を 活用した産業をいう。）に携わる中小企業・ 小規模企業の振興を図るため、生活様式の 多様化に対応した商品の開発及び当該产 業に特有の技能の承継の支援その他の必 要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の廃止に伴い、規定を整理する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

（2）議案第183号 三重県営サンアリーナの指定管理者の指定について

1 議案

議案第183号「三重県営サンアリーナの指定管理者の指定について」

2 指定管理者の指定

雇用経済部が所管している公の施設「三重県営サンアリーナ」について、令和3年4月1日から指定管理者による管理を行わせるため、三重県営サンアリーナ条例（平成6年三重県条例第4号）第6条第2項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

3 対象施設

- (1) 施設名称 三重県営サンアリーナ
- (2) 設置場所 伊勢市朝熊町字鴨谷 4383番地の4

4 指定管理候補者の名称等

所在地	伊勢市朝熊町字鴨谷 4383番地の4
名 称	株式会社スコルチャ三重
代表者	代表取締役 濱田 典保

5 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

6 指定管理候補者の審査・選定の経緯

(1) 指定管理者の応募状況

指定管理者の募集を令和2年7月17日から令和2年9月2日まで行った結果、次の団体から応募申請がありました。

所在地	伊勢市朝熊町字鴨谷 4383番地の4
名 称	株式会社スコルチャ三重
代表者	代表取締役 濱田 典保

(2) 指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による選定委員会を設置し、経費だけではなくサービス提供の水準なども含めて総合的な審査を行いました。

ア 選定委員会構成員

委員長 中谷 文弘 (学校法人三重高等学校校長)
委 員 栗須 百合香 (三重工熱株式会社代表取締役社長)
委 員 坂口 桂一 (三重弁護士会推薦弁護士)
委 員 滝澤 多佳子 (東海税理士会副会長)
委 員 前島 達 (公募)

イ 審査の経過

令和2年 7月 6日 第1回選定委員会 (審査基準等の作成)
令和2年 10月 5日 第2回選定委員会 (ヒアリング審査)
令和2年 10月 27日 第3回選定委員会 (最終審査)

ウ 提案内容及び審査の概要等

申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別紙「提案内容及び審査の概要」のとおりです。

エ 審査結果 (評価点数 2,300 点満点)

株式会社スコルチャ三重 (評価点 1,980 点)

オ 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見を踏まえ、次の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 伊勢市朝熊町字鳴谷 4383 番地の 4
名 称 株式会社スコルチャ三重
代表者 代表取締役 濱田 典保

カ 選定した理由

選定委員会の意見を踏まえ、

- 平成18年度から3期にわたり本施設を管理してきた実績を有し、施設の目的や役割を十分理解した上で具体的かつ実現可能な提案であり、指定管理者としての意欲や責任が感じられること。
- 新型コロナウイルス感染防止対策が徹底されており、利用者が安全に安心して施設を利用できる体制が整っていること。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入面で厳しい状況が当面続くことが想定されるが、新型コロナウイルス感染症の今後の影響を考慮した独自の収支計画を踏まえ、コロナ禍でも実施可能な事業等を充実させることで、安定的な経営が期待できること。
- 利用料支払いのキャッシュレス化対応など、利用者の利便性向上に向けた取組が期待できること。
- 3期15年に及ぶ管理を通して、責任体制、組織体制及び危機管理体制に安定感があり、三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功に向けた取組が期待できること。

などを評価しました。

7 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理業務を実施することにより、次のような効果を見込んでいます。

(1) 県民サービスの向上

他団体・地域と連携したイベント誘致並びにコロナ禍におけるオンラインを活用した自主事業の展開や、利用者のニーズを踏まえた管理運営、多彩な広報手段の活用、さらに、使いやすい料金体系に加え、キャッシュレス化の導入により、県民の健康増進と集客交流の拠点に相応しいサービスを持続的に提供することができます。

(2) 適正な施設整備・維持管理

築 25 年以上が経過し老朽化が進む中、3 期 15 年に及ぶ管理実績を踏まえ、施設維持管理基本仕様書を遵守し、各種点検の徹底と迅速な修復を行うとともに、指定管理者自らも積極的に修繕費を投入し施設の利便性向上を図ることで、適正な整備水準の維持に努めることができます。

8 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書のなかで定める主な項目は、次のとおりです。

- (1) 県施策への配慮
- (2) 情報公開及び個人情報保護
- (3) 第三者による実施
- (4) 施設利用者の意見等の反映
- (5) リスク分担
- (6) 業務計画書の提出
- (7) 業務報告書の提出
- (8) 事業報告書の提出
- (9) 実施状況の調査、指示等

9 今後の取組予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

- 令和 2 年 12 月 指定管理者の指定
- 令和 3 年 3 月 協定書の締結
- 令和 3 年 4 月 指定管理者による施設管理の開始

提案内容及び審査の概要

審査基準	県が求めた主な水準	配点	株式会社スコルチャ三重	
			主な提案内容	得点
①事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・サンアリーナの機能、特性を最大限発揮し、常に利用者の立場に立った管理を行い、利便性の向上を図るとともに、利用者の意見や要望を反映し、県民サービスの質の向上に努めること。 ・施設の設置目的、基本方針に則した管理を行い、住民の平等利用が確保され、施設の効用を最大限発揮するとともに、効果的・効率的な運営を行い経費の縮減に努めること。 ・企業(団体)倫理、コンプライアンス(法令遵守)の確立、グリーン購入や省エネ等環境管理の推進等に向けた取組みを行うこと。 	250点	<ul style="list-style-type: none"> ・時間単位料金性や各種割引、减免措置等、小規模でも利用しやすい料金体系を導入。 ・空調使用の適正化、LED化推進等、環境負荷低減への取組。 ・おもいやり駐車場の設置、車いすの整備、障がい者優先席の提供、わかりやすい案内表示など、社会的弱者への配慮を行う。 ・企業理念、コンプライアンス方針、社員行動指針を踏まえた活動。 	231点
②事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害及び事故等の不測の事態を想定した危機管理体制を整備し、危機管理マニュアルを作成すること。 ・危険及び破損箇所の早期発見に努め、発見した場合は迅速に適切な措置を行うこと。 ・緊急事態等を想定した訓練を定期的に行い、危機管理マニュアルを点検整備すること。 ・緊急事態等が発生又は発生の恐れが生じた場合は、危機管理マニュアルに従って速やかに適切な措置をするとともに、県をはじめ関係機関に連絡通報すること。 ・関連する法令等を遵守し、施設等を良好に維持管理すること。 ・利用者の安全の確保、事故防止対策を講じること。 ・維持管理及び修繕を行うにあたっては、利用者、来館者の安全を確保し、利用等の妨げにならないように配慮すること。 	550点	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の館内外巡回を徹底し、課題箇所の早期発見と迅速な処置に努める。 ・災害発生時の避難場所及び避難経路の案内図を掲示。 ・危機管理規定、危機管理マニュアル、緊急連絡体制の作成。 ・利用者避難誘導訓練、関係先通報訓練、消火訓練を年2回実施。 ・監視カメラの増設などによるセキュリティ強化。 ・新型コロナウイルス感染防止対策の徹底。 ・個人情報保護のため、行動指針の策定、職員向け研修、保管場所の限定等を実施。 	485点

審査基準	県が求めた主な水準	配点	株式会社スクルチャ三重	得点
			主な提案内容	
③事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること 1 施設の稼働率を高めるための効果的で具体的な取組が提案されているか 2 各種コンベンションや競技会の誘致活動を積極的に展開する具体的な提案がなされているか 3 自主事業は具体的で独創性があり、集客交流につながる内容となっているか 4 施設の魅力を積極的にPRするための効果的で具体的な広報の取組が提案されているか 5 飲食サービス、物販サービス等は、利用者のニーズや利便性を考慮したものになっているか 6 利用者の意見・要望・苦情の把握及び業務への反映などサービス向上のための積極的な姿勢がみられるか 7 他の団体との連携は具体的で効果的な提案がなされているか 8 地域との協働の取組は具体的で効果的な提案がなされているか 9 地域経済に貢献する具体的な提案がなされているか 10 サービスの向上や利用者の増加に繋がる料金設定がなされているか 11 利用の申し込みから許可までの一連の手続きがシステム化され利用者にとって使いやすいものとなっているか 12 利用者に対し、社会的弱者への配慮や環境負荷の低減を求める内容となっているか 13 指定管理者自らが設定した成果目標は具体的で適切な内容となっているか 14 県が設定した成果目標が達成できる具体的で適切な方法が提案されているか	800点	<ul style="list-style-type: none"> 施設の利用促進を図るため、他の団体又は地域と連携し、各種のコンベンションや競技会の誘致活動を積極的に展開すること。 スポーツ、文化、国際交流、集客交流等に関する自主事業を実施し、地域団体等と協働しながら地域の豊かなコミュニケーションづくりに寄与すること。 利用者、来館者から寄せられた意見、要望については、調査や分析のうえ管理の業務に反映させるとともに、苦情については速やかに対応すること。 利用者、来館者の満足度を調査するとともに、その結果を分析のうえ、満足度の向上に努めること。 条例第13条の規定に基づき、利用の許可に関する業務を行うこと。 利用の申込み等から利用に許可までの手続きを、利用者にとって簡便なものにすること。 条例第17条の規定に基づき、利用料金の收受に関する業務を行うこと。 利用料金の收受に関する規程を整備すること。また、利用者サービス向上の観点から指定管理者が必要と認める場合に行う、後納、減免、返還等についても規程を整備すること。 	662点	

審査基準	県が求めた主な水準	配点	株式会社スコルチャ三重	
			主な提案内容	得点
④事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること	・施設の効用を最大限發揮するとともに、効果的・効率的な運営を行い経費の縮減に努めること。	300点	・人材育成やハイサービス維持のため正社員主体の運用をしつつ、総労働時間管理を徹底して人件費の適正化を推進する。 ・LED化の推進や、照明・空調のきめ細かい運転管理に努め、水光熱費の削減に取り組む。 ・今後のコロナの影響を考慮した収支計画に基づき、収支バランスを維持していく。	255点
1 収入、支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか 2 提案された事業が十分実施できる計画となっているか 3 実効性がありかつ創意工夫がある経費の効率化方策が提案されているか 4 県費負担額の軽減につながっているか				
⑤指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること	・常勤の総括責任者を配置し、効果的・効率的に管理運営できる組織体制、責任体制とすること。 ・効果的・効率的に管理運営できる人員配置、勤務体制とすること。 ・サービスの向上を図るため、職員の研修を定期的に行うこと。 ・県施策の趣旨を理解し、公の施設の管理者として必要な人権研修、救命救急研修等を定期的に行うこと。	400点	・過去の管理期間中に多数の契約社員を正社員に登用。育児休業や短時間勤務により働きやすい職場づくりに取り組む。 ・全日開館のためシフト型勤務とし、深夜勤務や繁忙期でも無理が生じないよう配慮。 ・安全確保のための各種訓練、救命講習、接遇研修など社員向けに各種研修を行うとともに、専門技能研修や資格取得も促進。	347点
1 提案に沿った管理を実施するための人員の確保、組織体制及び責任体制が適切なものとなっているか 2 施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか、又は施設経営の実績があるか 3 提案事業内容が実行できる業務内容に応じた人員配置、勤務体制となっているか 4 国内外のMICE誘致、開催等に対応できる人材育成方針、研修計画となっているか				
総合審査結果		2,300点		1,980点

第1順位となった団体の名称等

団体の名称等	所在地 三重県伊勢市朝熊町字鴨谷4383番地の4 名 称 株式会社スコルチャ三重 代表者 代表取締役 濱田 典保
選定委員会の講評	<p>委員会における選定基準に基づく審査により、申請者を指定管理候補者として相応しいと判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度から3期にわたり本施設を管理してきた実績を有し、施設の目的や役割を十分理解した上で具体的かつ実現可能な提案であり、指定管理者としての意欲や責任が感じられる。 今後も運営に当たって、利用者のニーズを的確に把握した上で、利用者からの提案はもちろん、職員からの提案を事業運営に反映させ、より利用者の満足、さらには稼働率向上につなげていただきたい。 コロナ禍においても「WITHコロナ」のスポーツ大会を実施することで、施設の利用促進、PRにつながる取組が期待できる。また、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底することで、利用者が安全に安心してサンアリーナを利用できるよう、引き続き努めていただきたい。 新型コロナウイルス感染症の影響により、オンライン会議の普及に伴う会議室利用の需要減少が見込まれるとともに、大型コンサート等の今後の実施が不透明である中、収入面で厳しい状況が当面続くことが想定されるが、新型コロナウイルス感染症の今後の影響を考慮した独自の収支計画を踏まえ、コロナ禍でも実施可能な事業等を充実させることで、安定的な経営に努めていただきたい。 利用料金支払いのキャッシュレス化対応など、利用者の利便性向上が期待できる。更なる利便性向上を図るために、インターネットでの貸館予約への対応や貸館申請の簡素化に向けた取組も進めいただきたい。 3期15年に及ぶ管理を通して、責任体制、組織体制及び危機管理体制に安定感がある。的確な運営を今後も継続的に行っていけるよう、次世代の育成にも尽力していただきたい。また、三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功に向けて、県及び関係団体としっかりと連携して取り組むとともに、両大会で得られた成果及びノウハウをその後の運営に活かしていただきたい。